

本書第8版刊行後、2023（令和5）年12月閉会の第212国会（臨時会）までの間になされた社会保障法関連の主な立法につき、公布順に概要を説明する。本文を読み進める上で参考にしてほしい。

1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（2023年5月19日公布法律第31号）

全世代型社会保障構築会議報告書（2022年12月）を受けて、改革の4つの柱のひとつである医療・介護制度の改革の一環として位置づけられる法改正である（ほかには、子ども・子育て支援の充実、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、「地域共生社会」の実現）。後述の1.のように、子ども・子育て支援の充実にも関わる内容を含んでいる。

改正内容としては、1. 子ども・子育て支援の拡充、2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し、3. 医療保険制度の基盤強化等、4. 医療・介護の連携機能および提供体制等の基盤強化の各項目が挙げられる。

このうち1.の関連では、①出産育児一時金の支給額引上げ（42万円から50万円〔政令事項〕）に伴い、その支給費用にあてる出産育児支援金の費用の一部を後期高齢者医療制度も支援する（高齢医療104条1項及び3項、116条2項）、②産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担する（国保72条の3の3）ことが盛り込まれた。

2.の関連では、①後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直し（従来、後者の伸び率が高かった。高齢医療100条2項）、後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合う仕組みとする、②被用者保険における負担能力に応じた格差是正を強化し、（i）前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入するとともに（同34条1項、3項ないし8項）、（ii）健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入（健保附2条の2）、被用者保険者の前期高齢者納付金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充（健保153条・154条1項）を行うこととなった。

このほか3.の関連では、①都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに（高齢医療9条2項）、都道府県ごとに保険者協議会を必置化し計画の策定・評価に関与する仕組みを設ける（同157条の2）、②都道府県の財政運営の都道府県単位化のさらなる深化を図るため、国保運営方針の運営期間を法定化（6年間）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載事項とする（国保82

条の2)などの改正を行った。

また4.の関連では、かかりつけ医機能が発揮されるための制度整備として、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化(医療6条の4の2)、各医療機関から都道府県知事に対するかかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みの構築(同30条の18の4・30条の18の5)などの改正を行った。

2 孤独・孤立対策推進法(2023年6月7日公布法律第45号)

他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的として(法1条)、従来から施策を推進してきた内閣官房が所管となり提出された法案が成立した。基本理念(同2条)、国および地方公共団体の責務(同3条・4条)を定めるとともに、基本的施策として、重点計画の作成(同8条)、相談支援の推進(同10条)、関係者の連携・協働の促進(同11条)などを定めた。また内閣府に孤独・孤立対策推進本部を置くとともに(同20条)、地方公共団体に対し、孤独・孤立対策地域協議会設置に係る努力義務を課した(同15条)。この協議会は、社会福祉法106条の6や生活困窮者自立支援法9条に定める支援会議と同様、個別の支援を関係機関で連携して行うものとして想定されている。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(2023年6月16日公布法律第58号)

いわゆる第13次地方分権一括法であり、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の一環として、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直した(子教育保育3条7項・17条4項)。

4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2023年6月16日公布法律第65号)

認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進することを目的として(法1条)、議員立法として成立した。基本理念(同3条)、国・地方公共団体等の責務(同4条ないし8条)、政府の認知症施策推進基本計画(同11条)、都道府県および市町村の同推進計画(同12条・13条)を規定するとともに、国および地方公共団体が講ずる基本的施策について列挙し(同14条以下)、内閣に置かれる認知症施策推進本部について規定をおいている(同26条以下)。